

令和8年度（債務） 委託第48号

中部浄化センター浅田バイパス幹線ポンプ室清掃業務 仕様書（案）

1 目的

浅田バイパス幹線ポンプ室の維持管理の為、沈砂池内に堆積した汚泥等の除去及び清掃作業を行い、適正に運搬するものである。

2 業務の場所

浅田バイパス幹線ポンプ室 浜松市中央区瓜内町1825番地（中部浄化センター敷地内）

3 業務内容

- (1) 浅田バイパス幹線ポンプ室の維持管理の為、沈砂池内に堆積した汚泥等について、高压洗浄車や強力吸引車での除去及び清掃作業を行う。（清掃作業の範囲については、別紙図面を参照のこと）
- (2) 除去した汚泥等（産業廃棄物）を本契約書の産業廃棄物収集・運搬に関する特約条項第4条に記す産業廃棄物処分場へ安全かつ適正に運搬を実施するものである。

4 委託する産業廃棄物の種類及び数量

委託者が、受託者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

種類：汚泥

予定数量：25m³（5m³×5回）

5 適正処理に必要な情報の提供

(1) 産業廃棄物の発生工程

浅田バイパス幹線ポンプ室の沈砂池等に流入している下水中に含まれた沈砂等が沈殿、堆積したもの

(2) 産業廃棄物の性状及び荷姿

含水率80%以上の汚泥

(3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

腐敗による悪臭発生

(4) 混合等により生ずる支障

無し

(5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

該当無し

(6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

該当無し

(7) 委託者が特定化学物資の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

該当無し

(8) その他取扱いの注意事項

無し

6 施工日時

受託者は、日常の維持管理業務に支障をきたさないよう事前に委託者と協議して業務予定表を作成し実施すること。

- (1) 施工日については、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。
- (2) 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

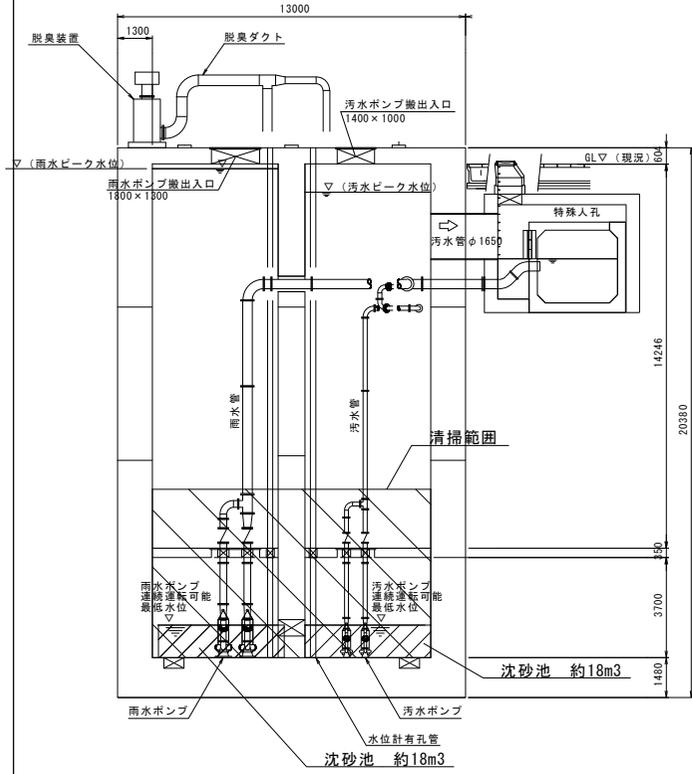
7 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し誠実に遂行すること。酸欠や転落等には十分注意し、安全対策を講じて作業にあたること。
- (2) 作業は、槽内設備（水中ポンプ、配管等）に損傷を与えないよう実施すること。万一損傷等を与えた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任にて原状復旧すること。
- (3) 作業に必要な電力、用水等については、委託者の許可を得たうえで使用すること。
- (4) 業務の履行上必要となる用地は敷地内を使用できるものとするが、24時間365日稼働している施設の特性に配慮し運営に支障のないように、事前に市担当者及び施設管理者と調整すること。
- (5) 契約金の支払は出来高検査後、契約書に基づき支払うものとする。

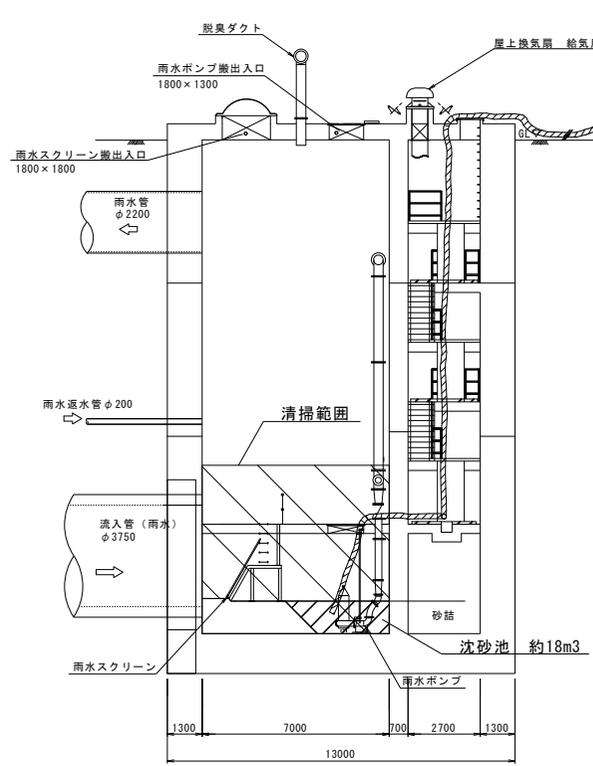
8 提出書類

- (1) 業務写真（清掃前、中、後及び処分場入口看板等の現場写真）
- (2) マニフェスト B2 票、計量票（運搬の都度、日単位）
- (3) 業務完了報告書（請求の都度、月単位）

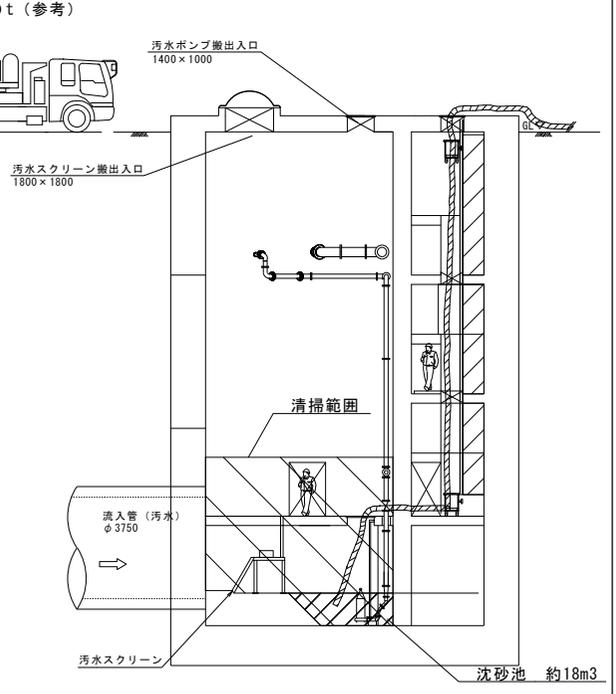
中部浄化センター 浅田幹線ポンプ室 断面図



G-G断面図

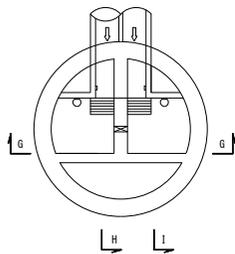


H-H断面図

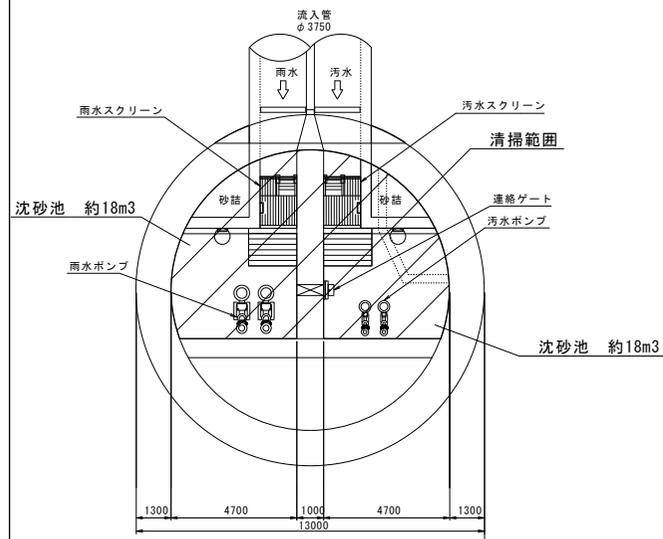


I-I断面図

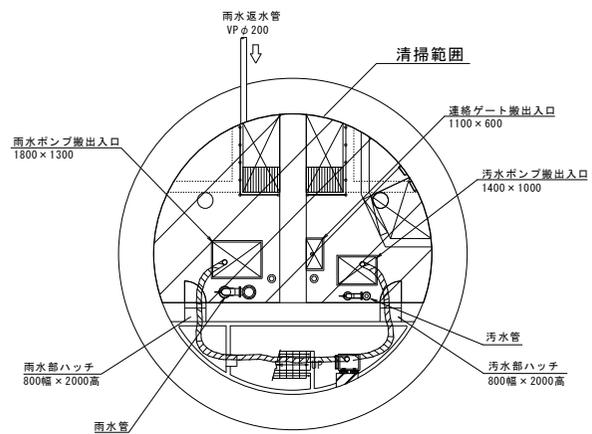
KEY PLAN



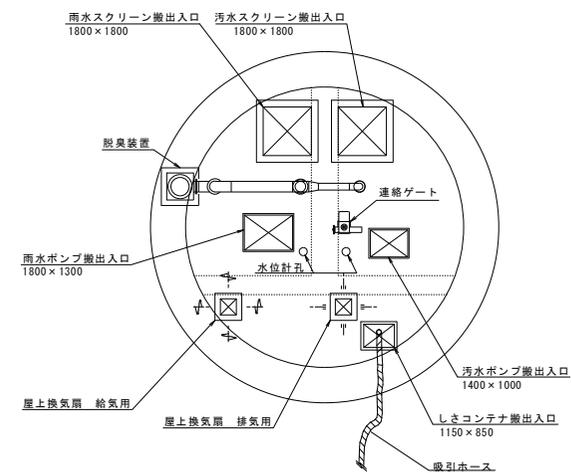
中部浄化センター 浅田幹線ポンプ室 平面図



A-A平面図



B-B平面図



C-C平面図

KEY PLAN

